

# 特記仕様書

工事名称 中部分団屯所解体工事

工事場所 三原市本町一丁目

工事内容 中部分団屯所の解体及び鋼製フェンスの新設を行う。

## [工事概要]

### (1) 屯所 解体

- ・鉄筋コンクリート造2階建て
- ・床面積 96㎡

### (2) 鋼製フェンス 新設

- ・L=34.7m

準 則 公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書(令和4年版 国土交通省官房官庁営繕部監修)に基づき施工する。

関係法令等 本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。

- ・建築基準法、同施行令、同施行規則
- ・消防法、同施行令
- ・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- ・建設業法、同施行令、同施行規則
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・石綿障害予防規則
- ・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法
- ・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令
- ・その他関係法令

疑義変更 本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。

施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。

提出書類 施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。  
商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。

設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。

工 期 本工事は請負契約締結の後、令和6年10月31日をもって工期とする。

このうち検査期間として13日間を見込んでいる。

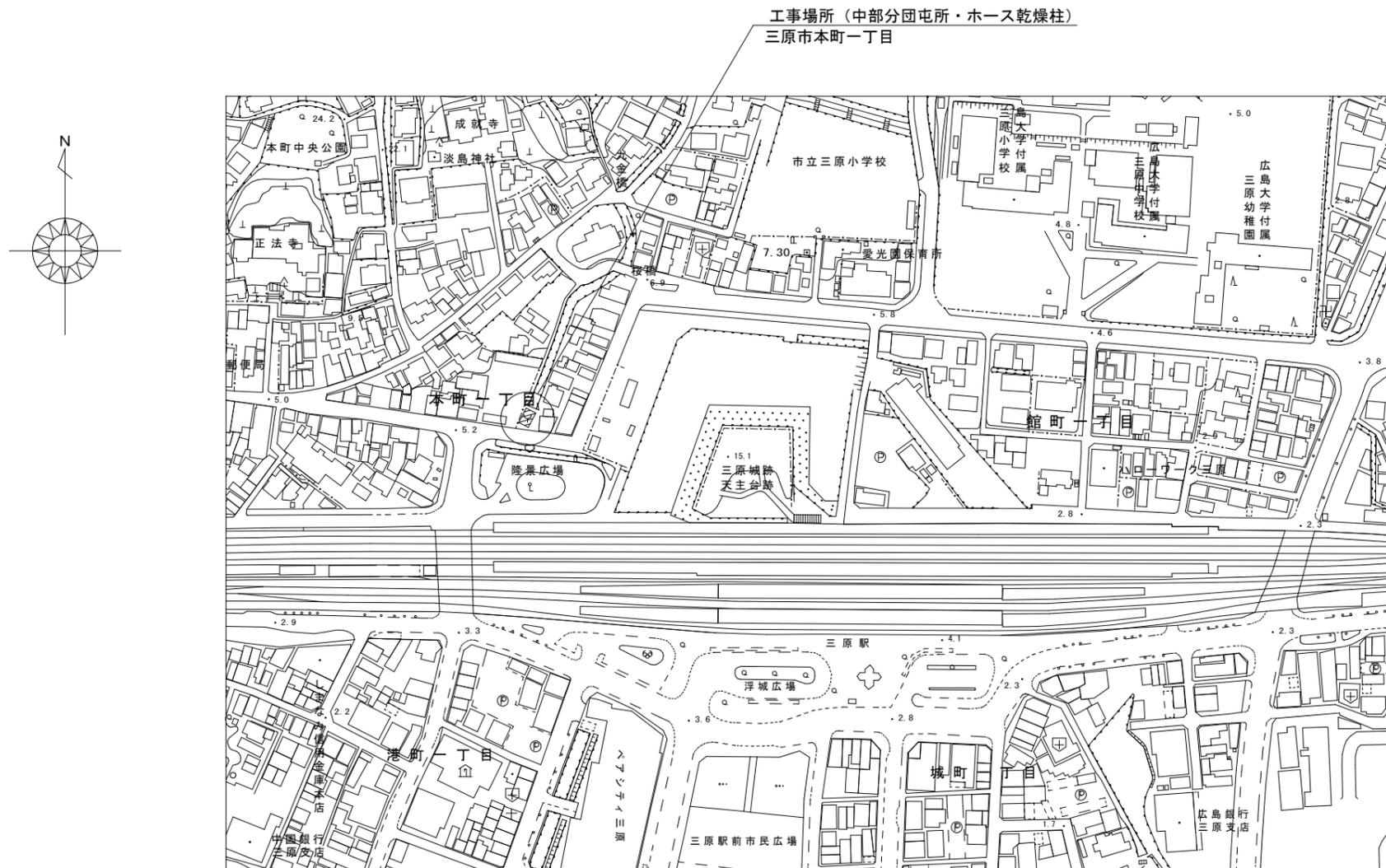
留意事項

- ・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。
- ・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。
- ・図面に明示されていない事項であっても、工事に必要とされる事は工事範囲とする。
- ・行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- ・本工事は「三原市週休2日工事等実施要領」(令和6年4月1日制定)の対象工事とする。
- ・工事着手前までに「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。
- ・「週休2日工事」または「週休2日交代制工事」である旨を工事現場に設置すること。

- ・週休2日を達成できなくなった場合は、その達成状況に応じて労務費の補正額を減額する。
- ・デジタル化を積極的に推進すること。
- ・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。
- ・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
- ・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
- ・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・使用する建設機械については、原則、「低騒音型、低振動型建設機械」として国土交通省の指定を受けた機械を選定して使用すること。これが確認できる資料を施工計画書で示すこと。なお、事情により使用が難しい場合は監督員との協議を行うこと。
- ・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法等を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
- ・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
- ・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実にすること。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者または所有者に連絡すること。
- ・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
- ・交通誘導員は本工事で見込んでいる。実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更（減額）の対象とする。
- ・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
- ・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
- ・工事区域内の残置する設備配管・配線等については、事前に位置を確認してから作業を行うこと。事前調査記録を作成すること。
- ・工事中の雨水・湧水・洗浄水等の排水については、ノッチタンクによる汚泥等の処理を行う等した上で、適切に排水すること。定期的にpHを測定し、必要に応じて中和を行うこと。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
- ・仮囲い、足場、山留、型枠支保工、構台等の仮設については、施工者が計算により責任を持って決定し、計画通りに施工すること。仮設置期間は日常点検を行い、記録に残すこと。
- ・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって施工すること。
- ・足場設置期間中は、シート等の飛散が無いように定期的に点検を行うこと。
- ・台風等の強風等異常気象が見込まれる場合は、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。また、必要に応じて現場巡視と災害防止対策を行うこと。
- ・足場については、交差筋交い及び外部シートとは別に、高さ15センチメートル以上の幅木を外部・内部の両側に設置すること。（※労働安全衛生法の基準以上の足場とし、安全に配慮する。）
- ・外部足場等に過剰な宣伝広告はしないこと。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
- ・石綿含有建材の調査（書面及び目視調査、検体採取を含む）について、工事着手前までに一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。
- ・工事着手前までに石綿含有建材の事前調査結果を書面にまとめて発注者に対し説明を行い、労働基準監督署及び所轄官庁へ報告すること。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令（令和3年4月1日施行）に基づくこと。
- ・石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル（最新版）に基づくこと。
- ・仮使用申請、道路使用、道路改築申請等の工事に必要な各種手続きは、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
- ・その他、工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。

# 中部分団屯所解体工事

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A-01	図面リスト、付近見取図		A-06	立面図	1/100
A-02	解体工事特記仕様書		A-07	天井伏図	1/100
A-03	外部・内部仕上表		A-08	外構図	1/100
A-04	平面図、仮設計画図（参考図）	1/100	M-01	給水設備図	1/100
A-05	屋根伏図、ホース乾燥柱 詳細図	1/100 1/30			



付近見取図

出典  
※国土地理院図を一部編集



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長 係長 設計 校閲

日付

備考

工事名

中部分団屯所解体工事

図面名称

図面リスト  
付近見取図

縮尺

No. Scale

図面番号

A-01

<p><b>I 工事概要</b></p> <p>1 工事名称 中部分田屯所解体工事</p> <p>2 工事場所 三原市本町一丁目</p> <p>3 構造・規模 RC造、ホース乾燥柱（内訳は別図による）</p> <p>4 工事種目 (1)建物解体・撤去工事一式（内訳は別図による） (2)外構工事（内訳は別図による）</p> <p>5 別途工事</p> <p>6 公衆災害防止措置 ア 工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をすること。 イ 上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（平成5年1月2日付 建設事務次官通達）」に基づき実施すること。</p> <p>7 現状復旧 工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。</p> <p>8 その他 (1)この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に譲り受けようとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。 (2)解体仕様で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法を明示している場合において、それが、関係法令等（条約含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.3）を優先する。 (3)本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため、富積課より連絡があれば対応すること。 ・ 公共事業労働費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）</p> <p><b>II 解体工事仕様</b></p> <p>1 共通仕様 (1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書 最新版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。 解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。</p> <p>2. 特記仕様 (1) 項目は○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ◎印と⊗印のついた場合は共に適用する。 (3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。 (4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。 (5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。</p>	<p>1 安全確保</p> <p>2 仮設工事</p> <p>3 騒音・粉じん等の対策</p> <p>4 足場等</p> <p>5 監督職員事務所等</p> <p>6 山留めの撤去</p> <p>7 工事用水</p> <p>8 工事用電力</p> <p>9 交通誘導員</p> <p>10 事前措置</p> <p>11 基礎等</p> <p>12 杭の解体</p> <p>13 さく、照明設備等の附属物</p> <p>14 構内舗装、樹木等</p> <p>15 地下埋設物及び埋設配管</p> <p>16 埋戻し、盛土及び地均し</p> <p>17 解体後の園障</p> <p>18 建設廃棄物の処理</p> <p>19 特別管理産業廃棄物の処理</p> <p>20 電子納品</p> <p>21 工事中情報共有システム</p>	<p>1 騒音・粉じん等の対策</p> <p>2 足場等</p> <p>3 監督職員事務所等</p> <p>4 山留めの撤去</p> <p>5 工事用水</p> <p>6 工事用電力</p> <p>7 交通誘導員</p> <p>8 事前措置</p> <p>9 基礎等</p> <p>10 杭の解体</p> <p>11 さく、照明設備等の附属物</p> <p>12 構内舗装、樹木等</p> <p>13 地下埋設物及び埋設配管</p> <p>14 埋戻し、盛土及び地均し</p> <p>15 解体後の園障</p> <p>16 1章 一般共通事項 7 発生材の処理等 による。それ以外は下記による。</p> <p>17 8章 電気設備、9章 機械設備による。それ以外は下記による。</p>	<p>6 石綿含有建材の除去等</p> <p>1 調査</p> <p>2 石綿粉じん濃度測定</p> <p>3 石綿含有建材の除去</p> <p>4 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去</p> <p>5 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去</p>
<p>1 一般共通事項</p> <p>項目 特記事項</p> <p>1 適用基準等</p> <p>2 設計図書優先順位</p> <p>3 官公署その他への届出手続等</p> <p>4 別契約の関連工事</p> <p>5 表示板の設置</p> <p>6 工事実績情報の登録</p> <p>7 発生材の処理等</p> <p>8 工事工程表</p> <p>9 施工計画書</p> <p>10 施工条件</p>	<p>13 電気保安技術者等</p> <p>14 近隣との折衝</p> <p>15 施工の検査</p> <p>16 中間技術検査</p> <p>17 工程報告</p> <p>18 埋設物等の報告</p> <p>19 地下埋設物調査</p> <p>20 契約不適合調査</p> <p>21 家電リサイクル法対象機器の処分</p> <p>22 完成時の提出図書</p> <p>23 試掘</p> <p>24 電子納品</p> <p>25 工事中情報共有システム</p>	<p>3 解体施工</p> <p>4 建設廃棄物の処理</p> <p>5 特別管理産業廃棄物の処理</p>	<p>6.1.3 調査</p> <p>6.1.4 測定</p> <p>6.3.2, 6.3.3 石綿含有建材の除去</p> <p>6.4.1, 6.4.4 石綿含有保温材等の除去</p> <p>6.5.4 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去</p> <p>6.6.1, 6.6.2, 6.6.4 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去</p>
 <p><b>三原市役所</b> 三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111</p>	<p>課長 係長 設計 校閲</p> <p>日付</p>	<p>備考</p> <p>工事名</p> <p>中部分田屯所解体工事</p>	<p>図面名称</p> <p>縮尺</p> <p>図面番号</p> <p>A-02</p>

外部仕上表					
外壁		屋根 (1階)	波形鉄板 (屋上) 瓦葺き	面積表	m <sup>2</sup>
腰壁	モルタル刷毛引き	軒裏	ケイカル板 t=6.0リシン吹付 (※1)	敷地面積	79.29
東側	モルタル刷毛引きの上リシン吹付	建具	アルミサッシュ、軽量バランスシャッター、木製	建築面積	48
南側	同 上 (※1)	縦樋	VU60	1階床面積	48
西側	同 上			2階床面積	48
北側	同 上			延べ面積	96

(※1) 石綿含有無し 調査済み

内部仕上表 下地 C-コンクリート W-木造 CB-コンクリートブロック

階	室名	床			H	壁			天井		CH	廻縁	備考
		下地				下地			下地				
1	格納庫	C	コンクリート金コテ	モルタル金コテ	1850	C	モルタル金コテの上EP	C	コンクリートの上EP				
	便所	C	コンクリート金コテ	モルタル金コテ	400	C	モルタル金コテの上EP	C	コンクリートの上EP			和風兼用便器、手洗い器	
	階段室	C	モルタル金コテ			C	モルタル金コテの上EP	C	化粧石膏ボード t=9.5				
	物置	C	モルタル金コテ			C	モルタル刷毛引の上リシン吹付 コンクリートブロック化粧積	W	波形鉄板表し				
	物入	C	モルタル金コテ			C	モルタル金コテ	C	コンクリート				
2	ホール	C	コンクリート金コテ	木製	100	W	PB t=12.5の上EP モルタル金コテの上EP	W	化粧石膏ボード t=9.5	2400	木製		
	事務室	C	Pタイル (※2)	木製	100	W	化粧耐火ボード	W	化粧石膏ボード t=9.5		木製	流し台	
	待機室	W	タタミ敷	タタミ寄せ		W	PB t=12.5の上EP	W	化粧石膏ボード t=9.5	2400	木製		

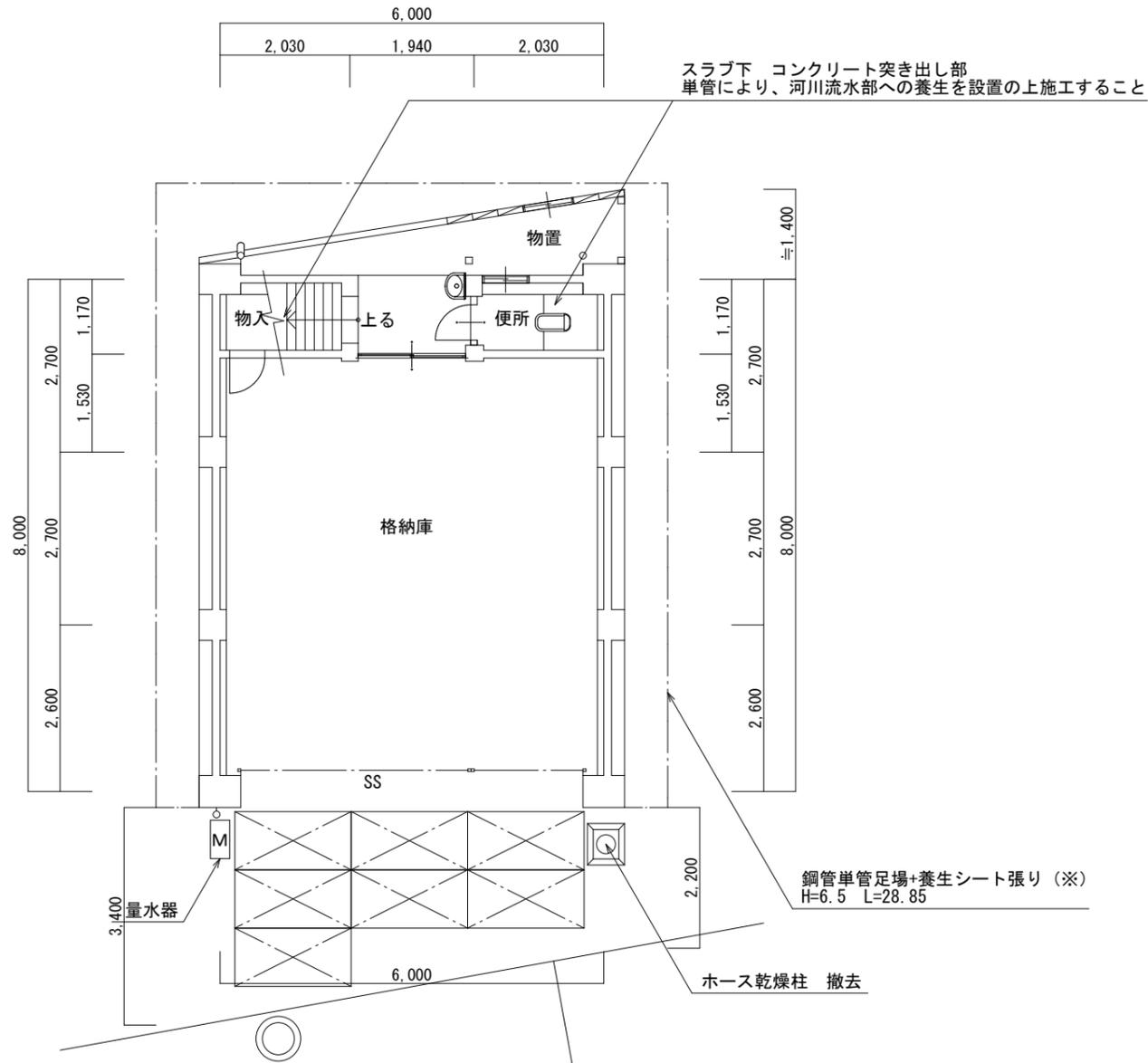
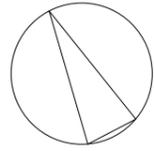
(※2) 石綿含有見込み



三原市役所

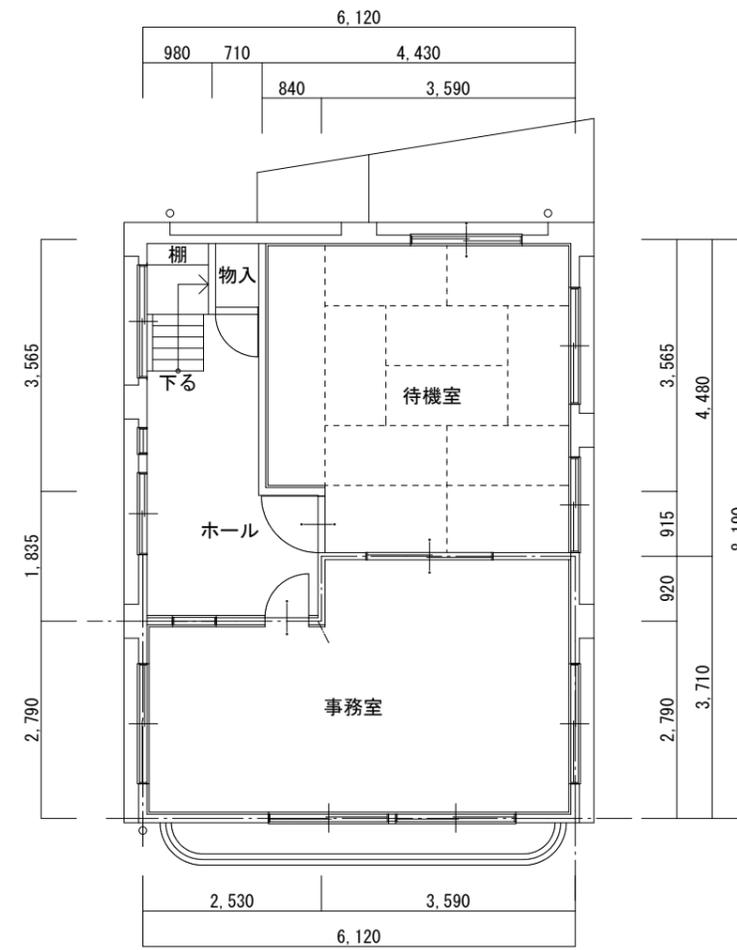
三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	No. Scale	図面番号	A-03
						中部分団屯所解体工事	外部・内部仕上表				



1階平面図 S=1/100

仮設計画図 (参考図) S=1/100



2階平面図 S=1/100



鉄板敷き t = 22mm



交通誘導員

※隣地権利者と協議を行うこと



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考

工事名

中部分団屯所解体工事

図面名称

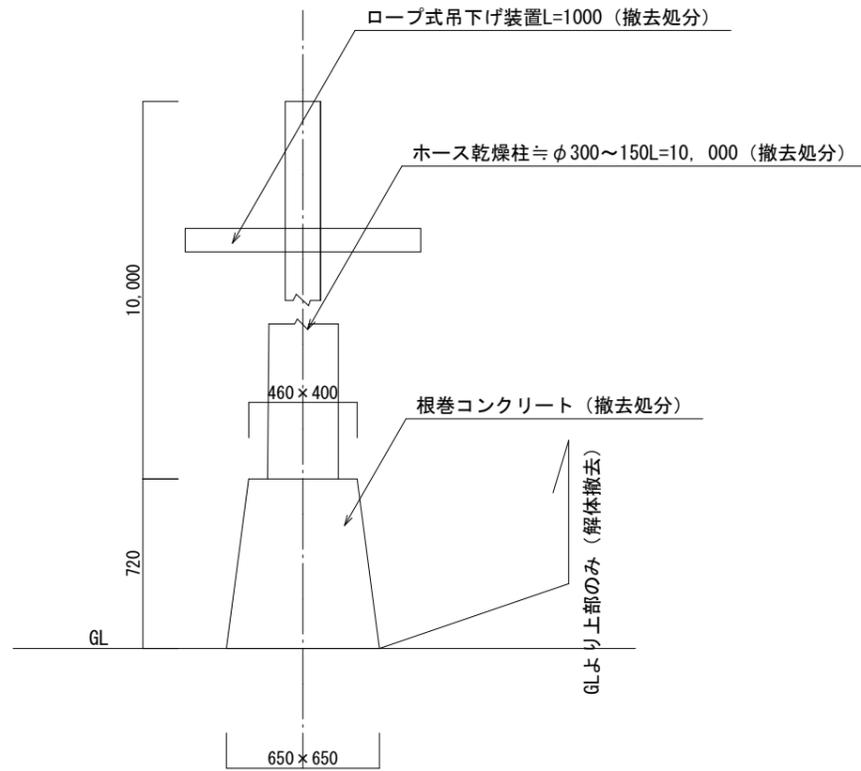
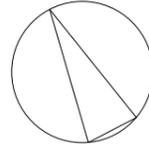
平面図  
仮設計画図 (参考図)

縮尺

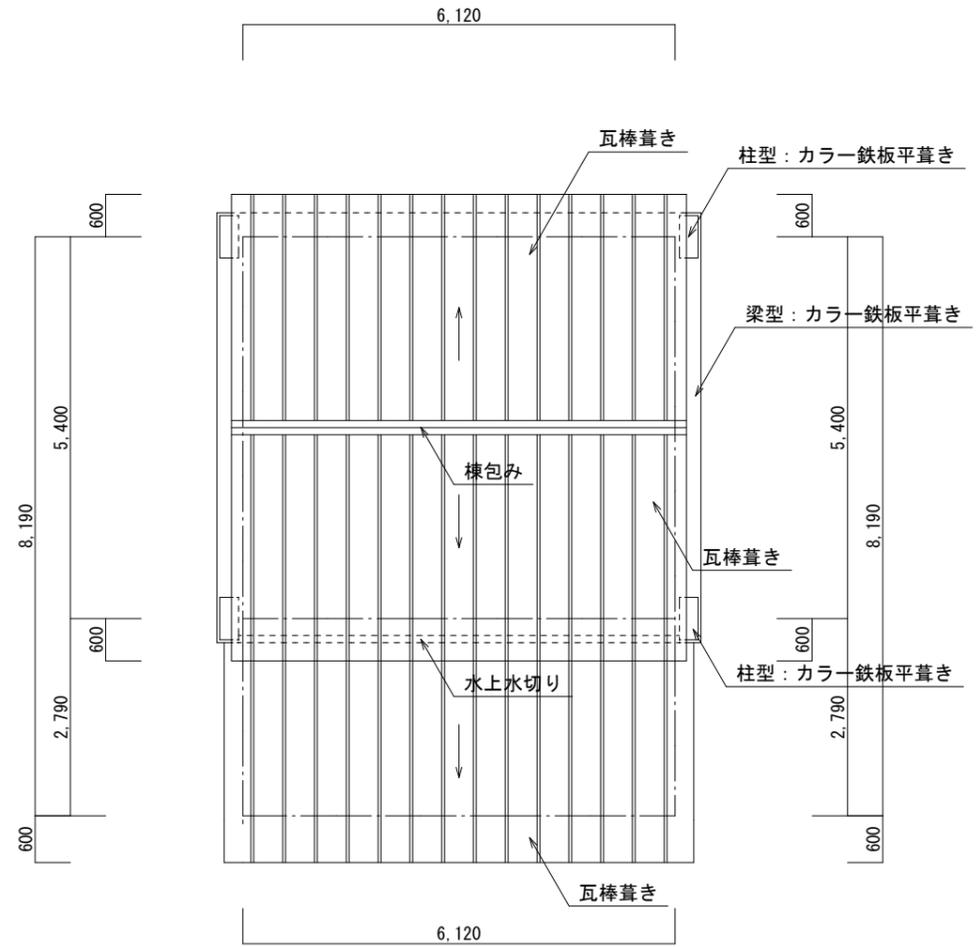
1/100

図面番号

A-04



ホース乾燥柱 詳細図 S=1/30



屋根伏図 S=1/100



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲

日付

備考

工事名

中部分団屯所解体工事

図面名称

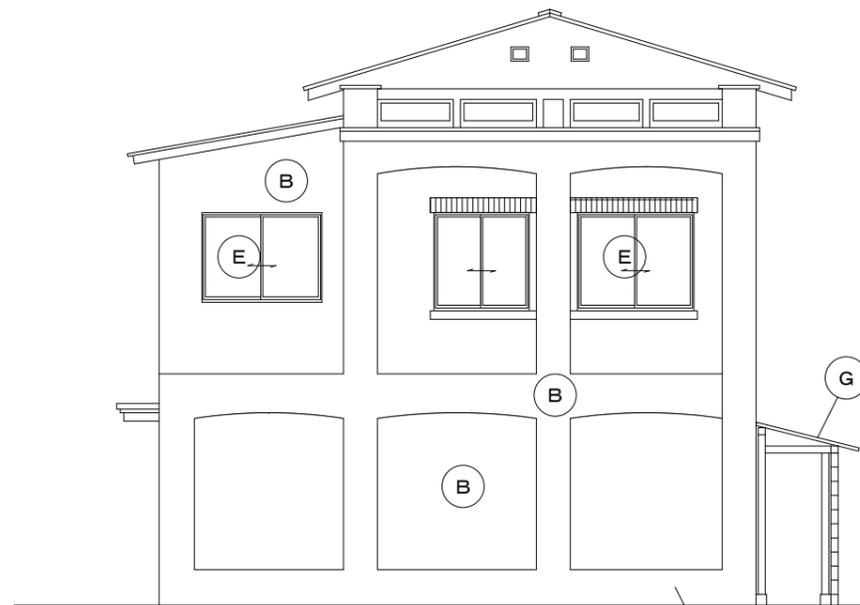
屋根伏図  
ホース乾燥柱 詳細図

縮尺

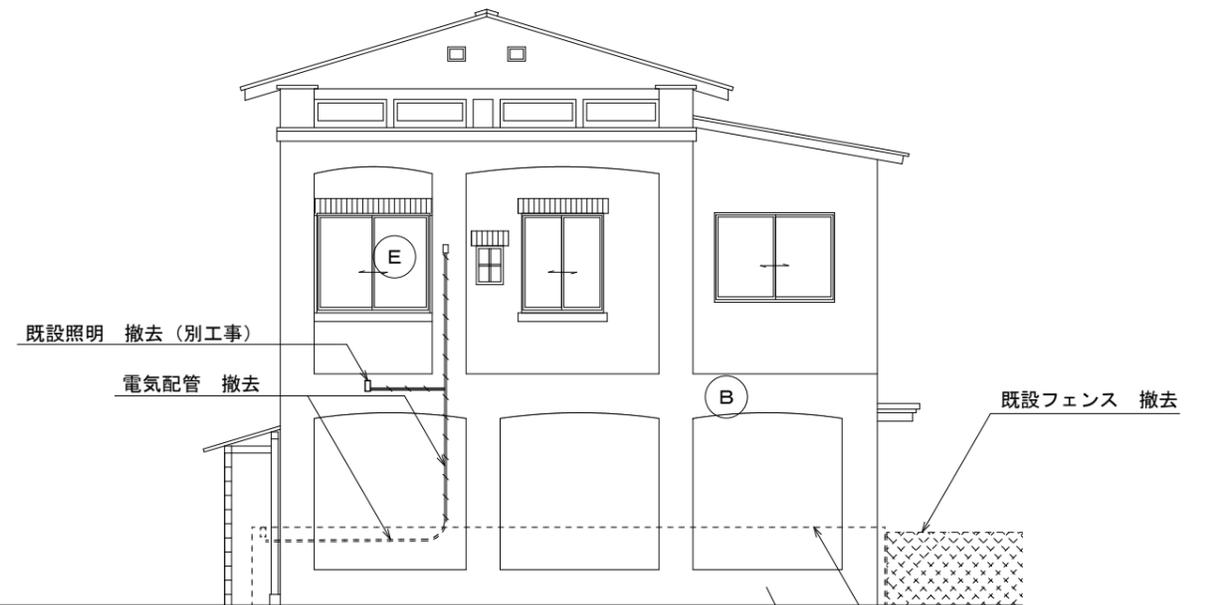
1/100  
1/30

図面番号

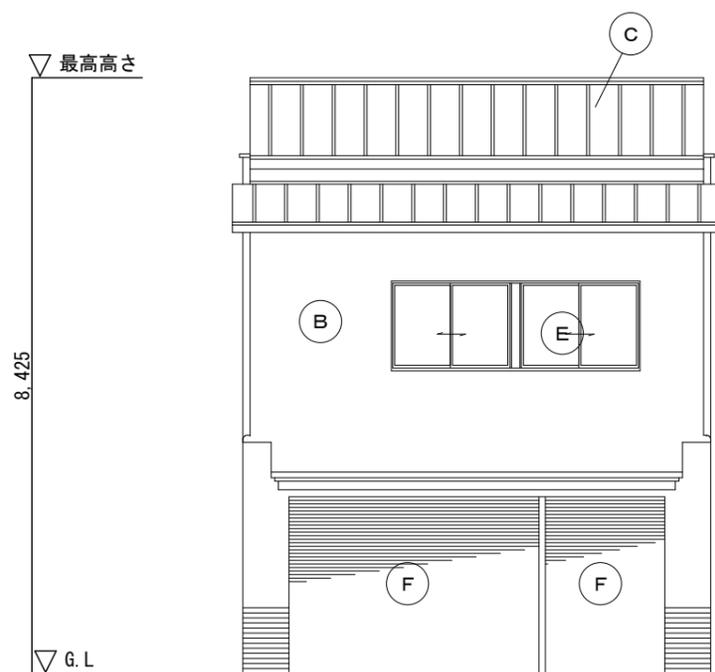
A-05



東側立面図 S=1/100



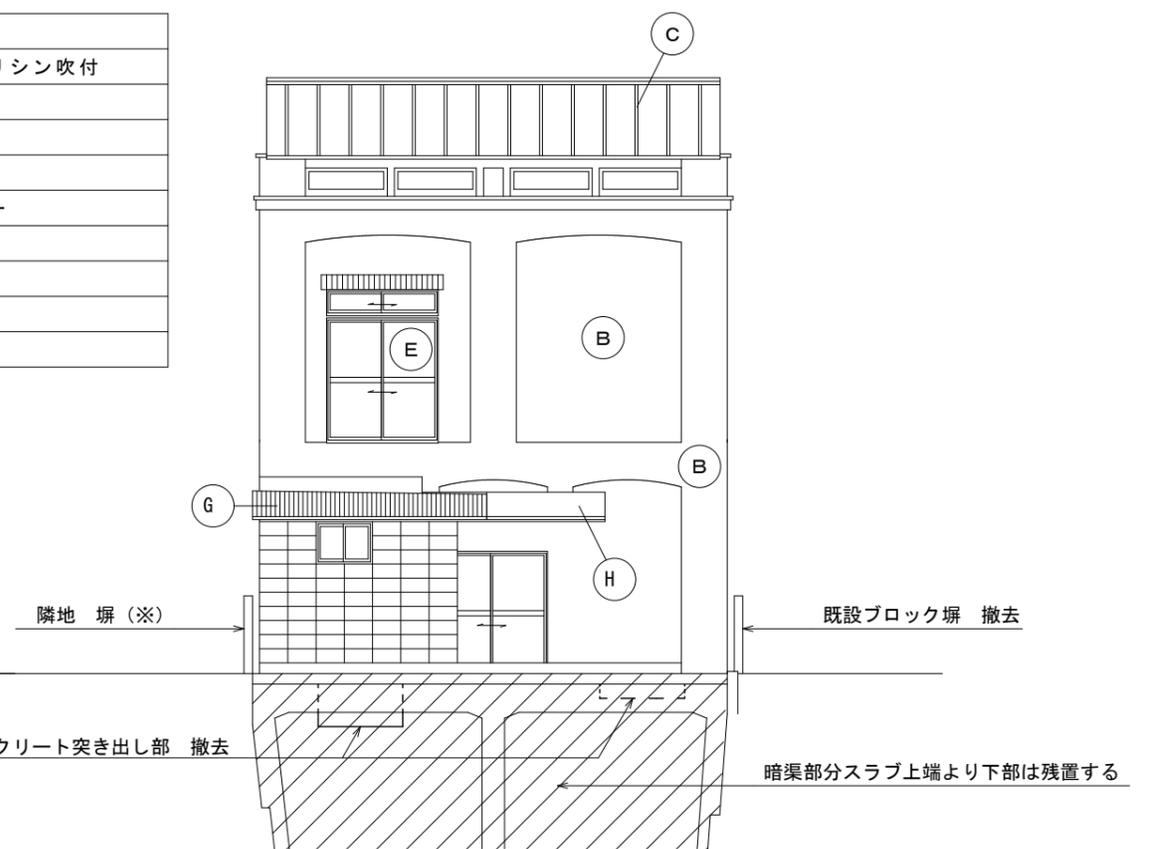
西側立面図 S=1/100



南側立面図 S=1/100

仕上表

A	モルタル刷毛引き
B	モルタル刷毛引きの上リシン吹付
C	瓦棒葺き
D	波形鉄板葺き
E	アルミサッシ
F	軽量バランスシャッター
G	大波スレート葺き
H	塩ビ波板葺き



北側立面図 S=1/100

(※) 確実に養生を行い傷をつけないこと



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲

日付	

備考

工事名

中部分団宅所解体工事

図面名称

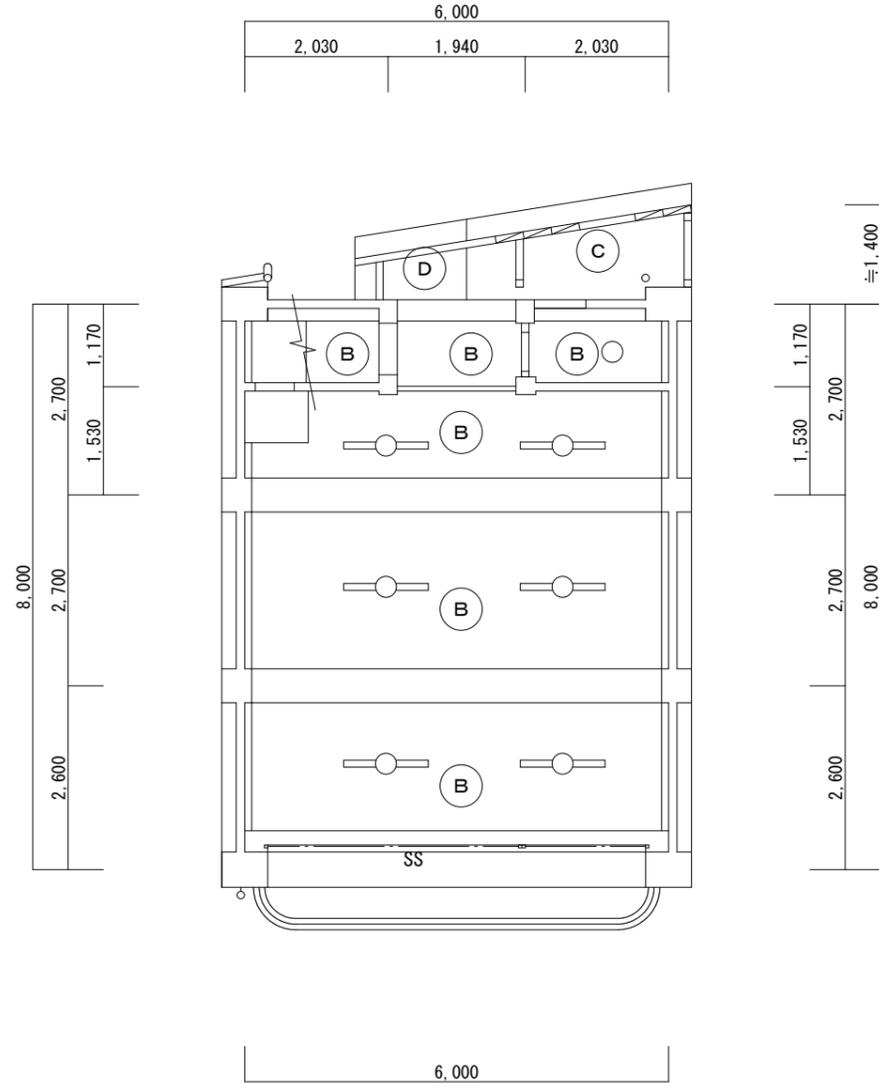
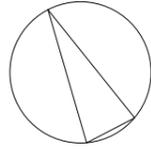
立面図

縮尺

1/100

図面番号

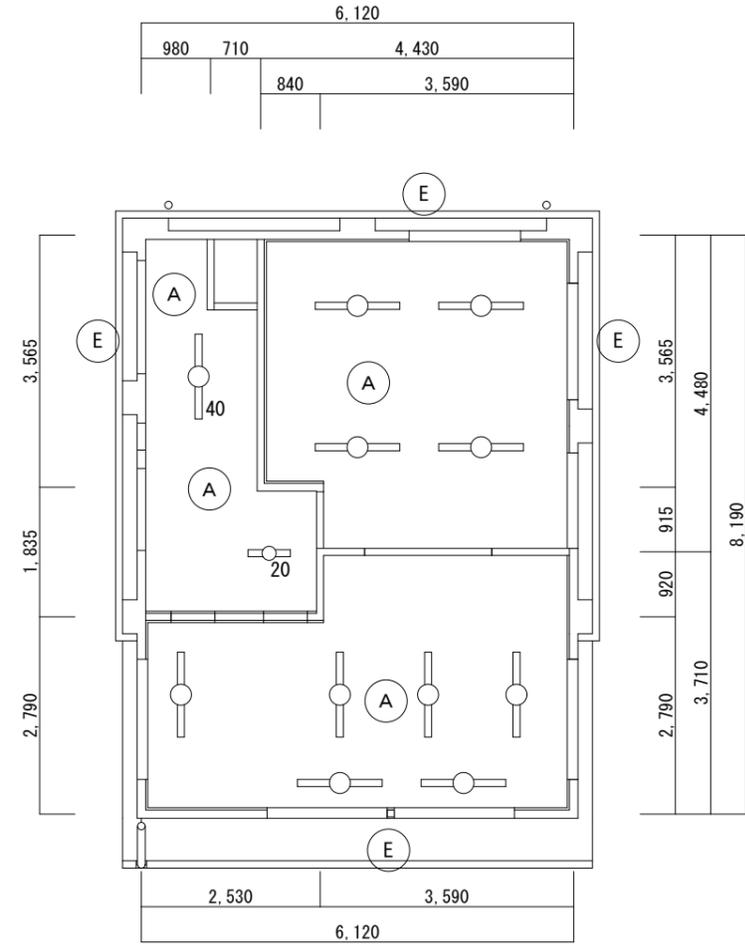
A-06



1階天井伏図 S=1/100

仕上表

A	化粧石膏ボード t=9.5
B	コンクリートの上EP
C	波形鋼板
D	塩ビ波板
E	モルタル刷毛引きの上リシン吹付



2階天井伏図 S=1/100

凡例

-  蛍光灯 40形 (PCB含有調査を含む)
-  蛍光灯 20形 (PCB含有調査を含む)
-  白熱灯



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付

備考

工事名

中部分団屯所解体工事

図面名称

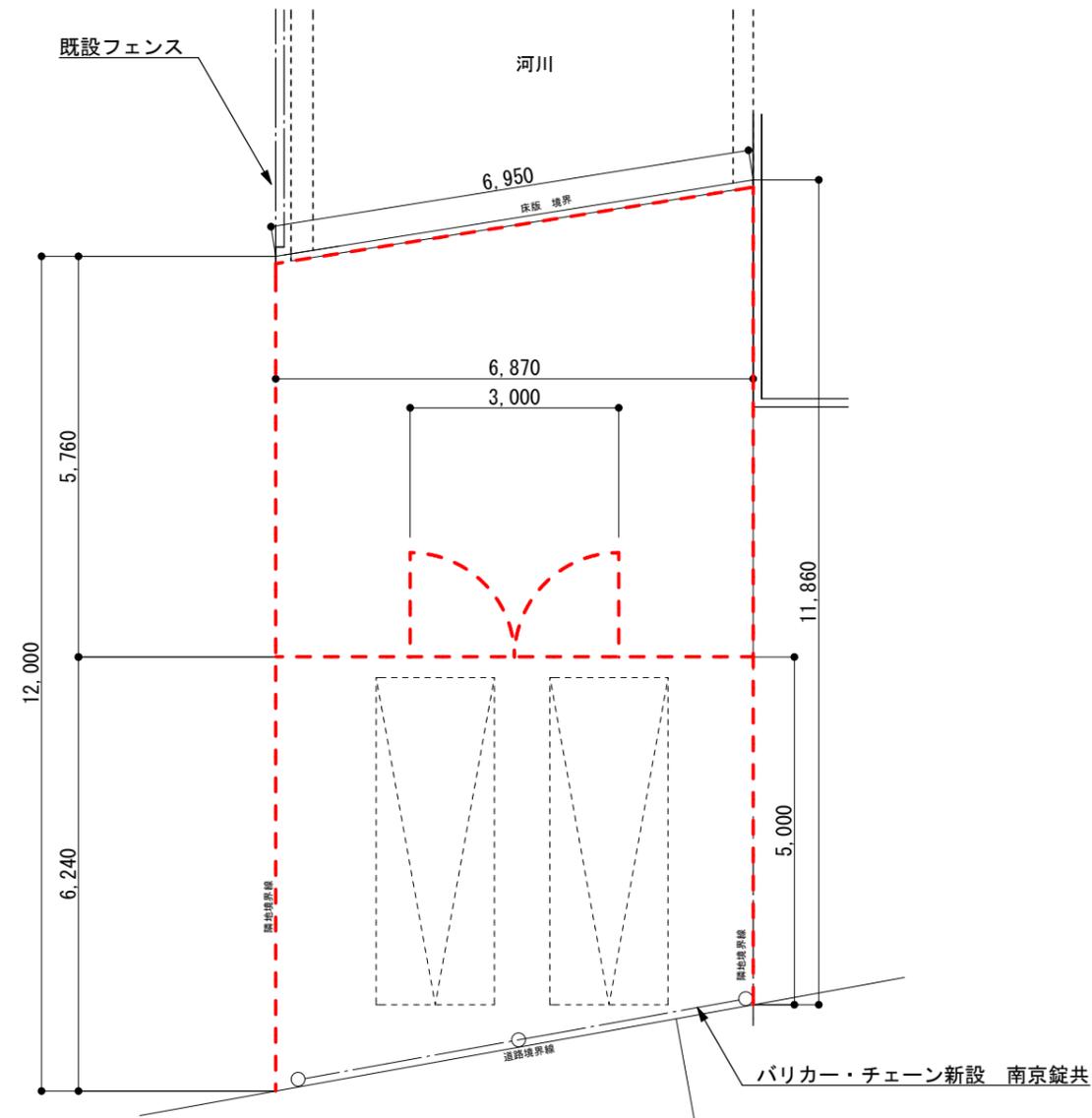
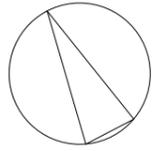
天井伏図

縮尺

1/100

図面番号

A-07



外構図 S=1/100

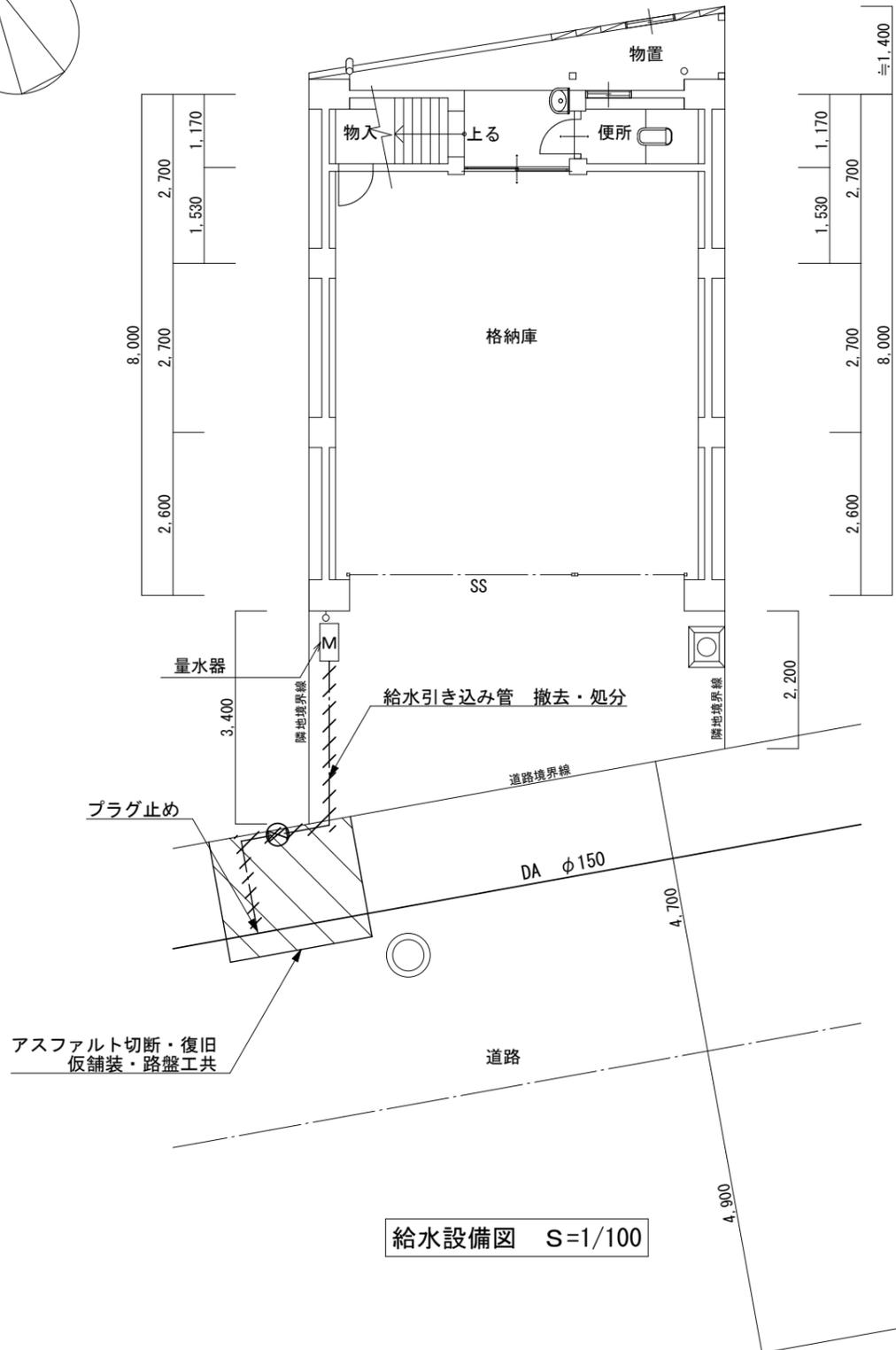
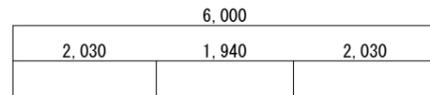
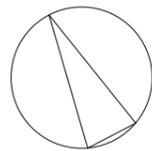
- - - 鋼製フェンス 新設 L=34.7m
- □ 鋼製フェンス 両開き門扉 新設 1か所



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考	工事名	図面名称	縮尺	図面番号
						中部分団屯所解体工事	外構図	1/100	A-08



交通誘導員



三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL (0848) 64-2111

課長	係長	設計	校閲

日付	備考

工事名
中部分団屯所解体工事

図面名称
給水設備図

縮尺
1/100

図面番号
M-01

# 参考数量書

工事名称 中部分団屯所解体工事

工事場所 三原市本町一丁目

[工事概要]

用途, 構造, 面積	屯所, 鉄筋コンクリート造 2 階建て, 延床面積96㎡	
工事範囲	解体工事一式	
別途工事	無し	
工期	契約締結日の翌日 ~ 令和6年10月31日	
一般事項		
《 工事予算内訳 》	合計金額	
〈内 訳〉		
区分	金額	概要
設計金額		
消費税額		
合計金額		

# 工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		
調査基準価格	1	式		
調査基準価格の100/110	1	式		



















解体工事 細目別内訳

建物解体		廃材処分		廃材処分		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
廃材処分	コンクリート	52	m3			
廃材処分	コンクリートブロック	0.8	t			
廃材処分	モルタル	17.4	t			
廃材処分	木くず	1.1	t			
廃材処分	せっこうボード	0.8	t			
廃材処分	プラスチック	0.1	t			
廃材処分	がれき類	0.3	t			
廃材処分	塩ビ製床タイル 石綿含有見込み 積み運搬共	20.4	m <sup>2</sup>			
スクラップ 控除	鉄くず	5.5	t			
スクラップ 控除	アルミくず	212	kg			
計						









